

令和5年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定又は判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 合名会社が合資会社になることは、会社の組織変更にあたる。
2. 中小会社では、会計参与を置かなければならない。
3. 株式会社の法定の最低資本金は、1000万円とされている。
4. 親会社とは、株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人である。
5. 会社は、自己の商号の使用を他人に許諾してはならない。

第2問 株式会社の設立について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 発起設立において設立時役員等の選任は、発起人の全員の同意をもって決定する。
2. いわゆる変態設立事項は、定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。
3. 発起人は、設立時発行株式の引受け後、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又は財産の全部を給付しなければならない。
4. 株式会社は、その本店の所在地における設立の登記によって成立する。
5. 株式会社が不成立の場合、発起人は連帯して責任を負い、設立に関して支出した費用を負担する。

第3問 株式又は株主等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式が二以上の者の共有に属するときは、原則として各共有者がそれぞれ当該株式についての権利を行使することができる。
2. 株式会社は、会社法107条に基づきその発行する全部の株式の内容として、剰余金の配当や株主総会における議決権に関する事項を定めることもできる。
3. 株式会社は、一定の日を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主をその権利を行使することができる者と定めなければならない。
4. 出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利の譲渡は、株式会社に対抗することができない。
5. 新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったときであっても、当該新株予約権は当然には消滅しない。

第4問 株主総会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 法定の要件を満たす株主は、取締役に対し、議題（当該株主が議決権を行使できる事項に限る）及び招集の理由を示して株主総会の招集を請求することができる。
2. 最高裁判所の判例によれば、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であると解されている。

3. 定款の変更は、原則として株主総会の普通決議により可能である。
4. 株式会社がその議決権の4分の1以上を有することその他の事由を通じて、その経営を実質的に支配することが可能な関係にある株主は、株主総会において議決権を有しない。
5. 取締役は、株主総会において株主から特定の事項について説明を求められた場合、原則として必要な説明をしなければならない。

第5問 取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 任期中に株主総会の決議によって解任された取締役は、正当な理由の有無を問わず、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。
2. 取締役が二人以上ある場合には、株式会社（取締役会設置会社を除く）の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の全員一致をもって決定する。
3. 最高裁判所の判例によれば、取締役の利益相反取引規制に違反した取引の効力については、絶対的無効説が採られている。
4. すべての株式会社の取締役会は、取締役の報酬等の内容に会社法361条1項各号の定めがある場合、その個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決定しなければならない。
5. 取締役は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第6問 代表取締役又は取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。
2. 代表取締役の権限に加えた制限は、善意の第三者にも、対抗することができる。
3. 大会社である取締役会設置会社において、取締役会は、内部統制システムの整備に関する事項を決定しなければならない。
4. 取締役会は、原則として各取締役が招集する。
5. 会社の債権者が取締役会の議事録を閲覧することも、一定の要件の下で認められる。

第7問 監査役又は会計監査人について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 監査役は、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること又は監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。
2. 定款の定めにより監査の範囲を会計に関するものに限定された監査役は、監査報告を作成しなくてもよい。
3. 監査役会設置会社において、すべての監査役は社外監査役でなければならない。
4. 会計監査人は、計算書類等を作成しなければならない。
5. 会計監査人には、取締役会への出席が義務付けられている。

第8問 株式会社の計算又は社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社は、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。
2. 株式会社の計算書類には、個別注記表も含まれる。
3. 会計監査人設置会社については、会社計算規則に定める要件に該当する場合には、定時株主総会による計算書類の承認を要しない。
4. 設立又は株式の発行に際して株主となる者が株式会社に対して払込み又は給付した財産の額は、例外なく、すべて資本金として計上しなければならない。
5. 社債発行会社は、社債券を発行する旨を定めることができる。

第9問 持分会社について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 持分会社においては、原則として所有と経営が分離している。
2. 合名会社の社員の全部は、無限責任社員である。
3. 持分会社における持分の譲渡は、原則として自由である。
4. すべての持分会社は、代表する社員の氏名又は名称を登記しなければならない。
5. 持分会社の成立後に加入した社員は、その加入前に生じた持分会社の債務については、弁済する責任を負わない。

第10問 会社の組織再編である株式交換について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 合同会社は、株式交換をすることはできない。
2. 株式会社が株式交換をする場合においては、当該株式会社の発行済株式の全部を取得する会社との間で、株式交換契約を締結しなければならない。
3. 株式交換においては、事前に法定の事項を記載した書面等の備置きが求められる。
4. 株式交換について、株主が差止めを請求することは法定の要件の下で可能である。
5. 株式交換において、一定の場合には、会社の債権者を保護するための手続を要する。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社が()をすることにより株式の数に一株に満たない端数が生ずる場合には、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち一株に満たない端数となるものを公正な価格で買い取ることを請求することができる。

1. 株式の分割
2. 株式無償割当て
3. 新株予約権無償割当て
4. 第三者割当て
5. 株式の併合

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式（ ）に限る）を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。

1. 全部取得条項付株式
2. 譲渡制限株式
3. 議決権制限株式
4. 親会社株式
5. 自己株式

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

指名委員会等設置会社において各委員会の委員は、取締役の中から、（ ）の決議によって選定する。

1. 取締役会
2. 指名委員会
3. 株主総会
4. 監査委員会
5. 報酬委員会

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社が資本金又は（ ）の額を減少する場合には、原則として当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金等の額の減少について異議を述べることができる。

1. 資産
2. 負債
3. 準備金
4. 売上高
5. 剰余金

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

公開会社でない株式会社における自己株式の処分の無効は、その効力が生じた日から（ ）以内に、訴えをもってのみ主張することができる。

1. 2週間
2. 1か月
3. 3か月
4. 6か月
5. 1年

以 上

【民事訴訟法】（解答は令和4年4月1日現在施行されている条文によること。）

問1～10〔配点：各1点〕

以下の各問いについて、それぞれ内容が正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。争いがある場合には判例によるものとする。

問1

引受承継後の訴訟の審理は通常共同訴訟と同様の手続によるが、弁論の分離や一部判決をすることは許されない。

問2

上告裁判所は、上告状その他の書類により、上告に理由がないと認めるときは、口頭弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。

問3

相手方が口頭弁論期日に出頭した場合には、準備書面に記載のない事項でも陳述することができる。

問4

受訴裁判所が合議体である場合、判決についての評議が終了した後に、評決に関与した裁判官の一部が判決書に署名押印することができなくなっても、判決の成立は妨げられない。

問5

控訴審における訴えの変更に対して相手方が異議なく応訴した場合には、請求の基礎に変更があるときであっても、当該訴えの変更は許される。

問6

数個の請求について審判を求める1つの訴えを提起するには、その請求の基礎が同じでなければならない。

問7

自己に不利益な陳述をした当事者は、相手方がその陳述を援用する前であれば、当該陳述を撤回することができる。

問8

除斥および忌避は、裁判所書記官も対象となる。

問9

合意管轄において、事物管轄を定めることはできない。

問10

同時履行の抗弁の基礎となる事実が当事者の主張に現れており、かつ、証拠上認めることができれば、裁判所は引換給付判決をすることができる。

問 11～20 [配点：各3点]

以下の問いについて、争いがある場合には判例によるものとする。

問 11 選定当事者に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 選定当事者の受けた判決は、訴訟係属中に選定行為を行って訴訟を脱退した選定者に対しても、その効力を有する。
- 2 固有必要的共同訴訟係属中において、共同訴訟人の一部がその中から選定当事者を選定することは許される。
- 3 第一審係属中に選定を受けた選定当事者が控訴審において選定者のために訴訟行為をなすには、改めて選定行為を受ける必要はない。
- 4 選定当事者が訴訟の係属中に死亡したときは、その相続人が選定当事者の地位を承継する。
- 5 弁護士でない者も、選定当事者として選定者のために訴訟行為をなすことができる。

問 12 権利能力なき社団に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 権利能力なき社団の名義での不動産登記はできない。
- 2 判例によれば、権利能力なき社団として当事者能力が認められるためには、構成員の財産とは区別された団体固有の財産が必要である。
- 3 権利能力なき社団としての当事者能力は認められないとした第一審判決に対して、その団体も控訴を提起することができる。
- 4 権利能力なき社団は、その代表者が訴訟を迫行する。
- 5 民法上の組合は、権利能力なき社団として原告となることができる。

問 13 形式的形成訴訟に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 共有物分割訴訟は、判断の基礎となる要件事実が一義的に規定されていない形式的形成訴訟であるため、共有者全員が合意しても訴訟上の和解をすることはできない。
- 2 共有物分割訴訟において、当事者全員が当事者となっていないことが判明した場合でも、裁判所は、目的物を競売した代金による共有者全員への分割を命じることができる。
- 3 境界（筆界）確定訴訟において、審理の結果、境界線が明らかにならなかった場合でも、裁判所は、請求棄却判決をすることができない。
- 4 境界（筆界）確定訴訟において、第一審判決を不服として被告が控訴を提起した場合、不利益変更禁止原則により、控訴審裁判所は、第一審判決を原告に有利に変更することはできない。
- 5 境界（筆界）確定訴訟において、被告が原告の請求を認諾する意思表示をしても、裁判所は、直ちに認諾による訴訟終了をなすことはできないが、審理の結果、原告主張の境界が相当であるとの心証を得た場合には、認諾により訴訟を終了させることができる。

問 14 訴訟代理人に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 委任者である当事者の死亡は、訴訟代理権の消滅をもたらす。
- 2 当事者が委任した弁護士を解任した場合でも、相手方へ通知しないと、代理権消滅の効果は生じない。
- 3 訴訟代理人がいても、本人もまた訴訟行為をなすことができる。
- 4 金銭支払請求訴訟での原告訴訟代理人は、被告である債務者から、訴求している金銭債権について弁済を受領することができる。
- 5 訴訟代理人が事実について陳述した場合、本人または法定代理人に更正権がある。

問 15 訴訟の終了事由に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 人事訴訟では訴訟対象を当事者が自由に処分できないので、離婚訴訟において訴訟上の和解をすることはできない。
- 2 株主代表訴訟では原告である株主は訴訟物である会社の損害賠償請求権の権利者ではないから、被告の取締役と訴訟上の和解をなすことはできない。
- 3 貸金返還請求訴訟における被告の訴訟代理人である弁護士は、和解の授権を被告から得ているだけでは、分割弁済の見返りに被告の土地に抵当権を設定するという内容の訴訟上の和解を締結することはできない。
- 4 上告審に係属中は、訴えの取下げも控訴の取下げも可能である。
- 5 控訴審の口頭弁論期日に当事者双方が連続して2回欠席すると、控訴の取下げがあったものとみなされる。

問 16 支払督促に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 支払督促を発付するには、事前に必ず債務者を審尋しなければならない。
- 2 支払督促は金銭債権に関してのみ発付することができる。
- 3 支払督促を発付する権限を有するのは簡易裁判所の裁判所書記官である。
- 4 仮執行宣言付支払督促の送達後2週間の不変期間内に債務者からの督促異議の申立てがないと、当該支払督促に既判力が生ずる。
- 5 支払督促に対して督促異議の申立てがあると、督促異議に係る請求の価額にかかわらず、簡易裁判所に訴えの提起があったものとみなされる。

問 17 判決の確定に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 上告審の終局判決は、その言渡しとともに確定する。
- 2 第1審判決が原告の請求の一部を認容し、その余を棄却するものであった場合には、当事者双方が控訴せず、いずれの控訴期間も満了したときに、第1審判決は確定する。
- 3 控訴権を有するすべての当事者が控訴権を放棄したときは、控訴期間の満了前でも第1審判決は確定する。
- 4 控訴審で控訴棄却の判決がされたときは、その確定とともに第1審判決も確定する。
- 5 通常共同訴訟において、共同訴訟人の1人が控訴を提起したときは、他の共同訴訟人についても判決の確定が遮断される。

問 18 訴訟要件に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 訴訟要件は、本案判決をするための要件である。
- 2 訴訟要件は、すべて職権調査事項であり、その判断資料も職権で探知する必要がある。
- 3 訴訟要件の一種である管轄の判断の基準時は、訴え提起時である。
- 4 訴訟要件が欠けていてその不備を補正することができない訴えについては、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、これを却下することができる。
- 5 訴えの利益は訴訟上の請求について、当事者適格は当該訴訟の当事者について、紛争解決の必要性と実効性を判断する訴訟要件である。

問 19 補助参加に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 補助参加は、他人間の訴訟が控訴審において係属中であってもすることができるが、上告審においてはすることはできない。
- 2 他人間の訴訟における判決が確定した後は、補助参加の申出をすることはできない。
- 3 裁判所は、補助参加の利益の有無を職権によって調査しなければならない。
- 4 補助参加の申出が認められた後でなければ、補助参加人としての訴訟行為はできない。
- 5 共同訴訟では、補助参加の利益があれば、共同訴訟人の一方は、他の共同訴訟人の側に補助参加することも、相手方側に補助参加することもできる。

問 20 当事者尋問に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 当事者本人の法定代理人を尋問するときは、当事者本人の尋問に関する規定に従って行われる。
- 2 裁判所は、職権で、当事者本人を尋問することができる。
- 3 証人及び当事者本人の尋問を行うときは、まず証人尋問を先に実施するが、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、当事者本人の尋問を先に行うことができる。
- 4 当事者本人を尋問する場合、その当事者本人が正当な理由なく出頭しないときは勾引することができる。
- 5 当事者は、自己の当事者本人の尋問を申し立てることができるほか、相手方当事者本人の尋問を申し立てることができる。

以 上

【刑事訴訟法】

【問1】次のアからオまでの各記述のうち、判例に照らして誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから、1つ選びなさい。

- ア 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、警察署で職務質問中に突然逃げ出した相手方の後を約130メートル追いかけて、背後からその腕に手をかけることは、職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。
- イ 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、相手方の運転車両の窓から手を差し入れ、エンジンキーを回転してスイッチを切ることは、職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。
- ウ 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、相手方の運転車両の窓から手を差し入れ、エンジンキーを引き抜いて取り上げることは、職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合はない。
- エ 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、ホテル客室（ホテル内の通路に面して外ドアがあり、これを開けると内玄関に入ることができ、そこにある内ドアを開けると客室に入る構造）の無施錠の外ドアを開けて内玄関に立ち入り、内ドア越しに客室内に向かって声をかけたところ、相手方が、内ドアを開けたが、警察官の姿を見て慌ててそれを閉めたのに対して、警察官が、内ドアを押し開け、内玄関と客室の境の敷居上辺りに足を踏み入れ、内ドアが閉められるのを防止することは、職務質問に付随する行為として許される場合はない。
- オ 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、携行中の所持品であるバッグの施錠されていないチャックを開けし内部を一べつすることは、職務質問に付随する行為として許される場合がある。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問2】次のアからオまでの各記述のうち、司法警察員と検察官のいずれもがなし得るものとして、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア 緊急逮捕後の逮捕状の請求
- イ 被疑者の勾留の請求
- ウ 搜索差押許可状の請求
- エ 鑑定処分許可の請求
- オ 第1回公判期日前の証人尋問の請求

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ 6. エオ

【問3】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア 令状主義とは、捜査機関が強制処分を行うにあたっては、裁判官が事前・事後に発付する令状が必要とされるとする原則をいう。
- イ 令状主義及び強制処分法定主義は、いずれも強制処分を統制するものであるが、いずれ

にも例外が認められている。

ウ 強制捜査と任意捜査の区別について、判例は、相手方の意思を抑圧する有形力の行使の有無をその基準としている。

エ 電気通信の傍受（ただし、通信の当事者のいずれの同意も得ないもの。）は、刑事訴訟法上、強制捜査に該当する。また、写真撮影（ただし、身体の拘束を受けている被疑者に対するものを除く。）は、刑事訴訟法に直接の規定はないが、判例によると、強制捜査に該当する場合がある。

オ 任意捜査は、権利・利益侵害の程度の低い捜査手法ではあるが、捜査機関の裁量に委ねられているわけではなく、また、法律に直接の規定が必要でないということとどまる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ 6. エ オ

【問4】 次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

【事例】

司法巡査Kは、「路上で人がこん棒のようなもので殴られている。」旨の110番通報に基づき、事件現場に急行したところ、現場到着時には既に犯人が逃走していた。そこで、110番通報した目撃者及び傷害を負った被害者から被害状況や犯人の服装・体格等を聴取し、犯人の探索を開始した。Kは、事件発生の約30分後に事件現場から約500メートル離れた路上において、目撃者及び被害者が供述した犯人の服装・体格と一致する人物甲がこん棒を持って歩いているのを認め、甲に「ちょっと待って。」と声を掛けて停止を求めた。すると、甲が直ちに逃走を開始したことから、Kは甲を追跡してこれに追いつき、甲を傷害罪の準現行犯人として逮捕した。甲は、逮捕翌日に、傷害罪により検察官に送致された。

【記述】

ア Kは、甲を準現行犯人として逮捕するに当たり、甲に逮捕の理由を告げなければならない。

イ 甲がKから「ちょっと待って。」と声を掛けられて直ちに逃走を開始したことは、「誰何されて逃走しようとするとき。」（刑事訴訟法212条2項4号）に該当する。

ウ 甲の逮捕後勾留請求前の時点で、本件が強盗目的で敢行されたと疑うに足りる相当な理由が生じた場合であっても、検察官は、傷害罪でなく強盗致傷罪で勾留を請求することはできない。

エ 甲を傷害罪で勾留した後、本件が強盗目的で敢行された疑いが生じた場合には、強盗目的であったことの捜査のために勾留期間を延長することが許される。

オ 甲を傷害罪で勾留した後、甲が「強盗目的で事件を起こした。」旨供述した場合には、傷害罪による勾留中に強盗致傷罪で逮捕しても適法である。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ エ 6. ウ オ

【問5】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは、後記1から6までのうちどれか。

1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 捜査官が搜索差押えを行うには、事後であってもよいが、必ず搜索差押許可状が発付されていなければならない。
- イ 搜索差押許可状が発付されているものの、捜査官がこれを所持していないためこれを示すことができない場合で急速を要するときは、処分を受ける者に対し、被疑事実の要旨と搜索差押許可状が発付されている旨を告げて、搜索差押えを行うことができる。
- ウ 捜査官がパソコン等の電磁的記録媒体を差し押さえる際には、それに記録された電磁的記録の内容を必ず確認しなければならない。
- エ 捜査官が身体を拘束されていない被疑者の体内から尿を採取するために最寄りの病院に連行する場合は、搜索差押許可状に加えて勾引状が発付されていなければならない。
- オ 公訴が提起された後に捜査官が搜索差押えを行う場合は、その際に必ず弁護人を立ち会わせなければならない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問6】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 被疑者を逮捕状により逮捕する場合には、被疑者を逮捕状によらず現行犯逮捕や緊急逮捕する場合と異なり、逮捕に伴う令状によらない搜索差押えをすることはできない。
- イ 証拠物について、逮捕に伴う令状によらない搜索差押えを行い得るのは、逮捕の着手後に限られる。
- ウ 警察官は、現行犯人を逮捕する場合において必要があるときに限り、令状によらず第三者の住居に立ち入り被疑者の搜索をすることができる。
- エ 逮捕現場付近で逮捕に伴う令状によらない搜索差押えをすると被疑者の抵抗による混乱等が生じ得るとの事情があるときは、被疑者を搜索の実施に適する最寄りの場所に強制連行した上、逮捕に伴う令状によらない搜索差押えをすることができる。
- オ 警察官が被疑者を緊急逮捕し、逮捕に伴う令状によらない搜索をした結果、被疑事実と関連しない別罪の証拠を発見した場合には、これを令状によらずに差し押さえることはできない。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ 6. エオ

【問7】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 身体を拘束を受けている被疑者に、取調べのために出頭し滞留する義務があると解することは、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものではない。

イ 被告人が自らの氏名を一貫して明らかにせず、刑事施設の居室番号の自署、拇印等により自己を表示している場合には、弁護人が署名押印した弁護人選任届を提出するときでも、被告人に自らの氏名を開示する義務はないことから、その選任届が不適法として却下されることはない。

ウ 捜査機関は、犯罪の被害者を参考人として取り調べるに当たり、あらかじめ自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

エ 被告事件を審理する裁判所の裁判長は、冒頭手続において起訴状の朗読が終わった後、被告人に対し、終始沈黙し又個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨のほか、陳述することもできる旨及び陳述をすれば自己に不利益な証拠ともなり又利益な証拠ともなるべき旨を告げなければならない。

オ 証人は、自己が刑事訴追を受けるおそれのある証言を拒むに当たり、その事由を示す必要はない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ 6. ウオ

【問8】次のアからオまでの各記述のうち、検察官による起訴・不起訴の判断が適法となるものは幾つあるか。後記1から6までのうちから、1つ選びなさい。

ア 司法警察員から強盗の罪名で送致された被疑事件について、検察官において、捜査の結果、強盗致傷罪に該当するものと判断した場合に、強盗致傷の罪名で起訴すること。

イ 司法警察員から未成年者略取の罪名で送致された被疑事件について、被害者の父親から告訴があったが、検察官において、起訴を猶予すべき事情が認められると判断した場合に、不起訴にすること。

ウ 検察官が不起訴にした自動車運転過失致死被疑事件について、検察審査会が公訴を提起する処分を相当とする議決をしたが、検察官において、捜査の結果、起訴を猶予すべき事情が認められると判断した場合に、再度不起訴にすること。

エ 有罪判決が確定した詐欺事件と牽連犯の関係にある私文書偽造被疑事件について、詐欺事件と同時に審理できた事情が認められたが、検察官において、処罰を求める必要があると判断した場合に、私文書偽造の罪名で起訴すること。

オ 家庭裁判所が刑事処分を相当と認めて検察官に送致した殺人被疑事件について、検察官において、傷害致死罪に該当するものと判断した場合に、傷害致死の罪名で起訴すること。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問9】次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア 共謀共同正犯において、「共謀」は、罪となるべき事実当たるから、訴因においてその存在を明示することを要し、かつ、これを認定するためには厳格な証明によらなければならない。

イ 殺人罪の共同正犯において、実行行為者が誰であるかは、罪となるべき事実の特定に不可欠とはいえないが、一般的に、被告人の防御にとって重要な事項であるから、検察官は、訴因に実行行為者が誰であることを明示しなければならない。

ウ 検察官において、共謀共同正犯の存在に言及することなく、被告人が1人で自動車を窃取したという窃盗の訴因で公訴を提起した場合に、裁判所が、証拠上、被告人の他に実行行為を行っていない共謀共同正犯者が存在するとの心証を得たときでも、被告人1人の行為により犯罪構成要件の全てが満たされたと認めるのであれば、検察官に対し、訴因の変更を積極的に促し、又はこれを命じる義務を負うことはない。

エ 被告人が共謀共同正犯として起訴された事件において、検察官が主張せず、被告人側も防御活動を行っていない日時における謀議について、裁判所が、争点としてこれを顕在化させる措置を採ることなく、その日時における謀議への被告人の関与を認定したとしても、取り調べた証拠から認定したものである限り、被告人に不意打ちを与え、その防御権を不当に侵害するものとして違法となることはない。

オ 被告人及びAを共同正犯とする殺人被告事件において、実行行為者が誰であるかが争点となり、審理を尽くしても実行行為者を特定するに至らなかった場合には、裁判所は、実行行為者につき、「被告人若しくはA又はその両名」と認定し、その旨を罪となるべき事実として判示することが、許されることがある。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ 6. ウオ

【問 10】公判前整理手続に付された刑事事件の第一審公判において行われる各手続のうち、次のアからオまでを先に行われるものから時系列に沿って並べた場合、正しいものは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

ア 黙秘権等の告知並びに被告人及び弁護人の陳述の機会

イ 弁護人の冒頭陳述

ウ 公判前整理手続の結果の顕出

エ 起訴状朗読

オ 検察官の冒頭陳述

1. アエオイウ 2. イウアエオ 3. ウエアオイ 4. ウオイエア
5. エアオイウ 6. エオアイウ

【問 11】次の【事例】における証人尋問について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

【事例】

検察官は、甲に対する傷害被疑事件の捜査において、目撃者Wを取り調べて供述録取書（以下「検察官調書」という。）を作成した上、甲を傷害罪で地方裁判所に起訴した。検察官は、公判において、検察官調書の取調べを請求したが、弁護人は、これを証拠とすることに同意しなかった。そこで、検察官は、Wの証人尋問を請求した。裁判所は、Wが病気で入院していたため、検察官及び弁護人の意見を聴いて、Wの入院先の病院においてWの

証人尋問を実施することを決定した。その後、同病院において、Wの証人尋問が実施されたところ、Wは、検察官調書の内容と相反する供述をした。

【記述】

ア 弁護人は、裁判所がWの証人尋問の実施場所を病院と定めたことについて、相当でないことを理由として適法に異議を申し立てることはできない。

イ 甲及び弁護人は、いずれも裁判所の許可を得なければ、Wの証人尋問に立ち会うことができない。

ウ 裁判所は、病院でWの証人尋問を実施するに当たっては、その証人尋問を公開する必要はない。

エ 裁判所は、Wの証人尋問の実施後、その結果を記載した調書を公判廷で取り調べなければ、証人尋問におけるWの供述内容を事実認定に用いることができない。

オ Wの証人尋問が公判期日において行われたい限り、検察官調書の証拠能力を認める余地はない。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. ウオ 6. エオ

【問 12】 次の【会話】中の①から⑥までの（ ）内に入る適切な記述を後記【記述】から1つずつ選び、①から⑥の順に並べた場合、正しいものは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、同じ記述は1度しか用いてはならない。

【会話】

学生A： 自白の証拠能力(憲法38条1項、刑事訴訟法319条1項)に関する問題のうち、任意性に疑いのある自白の証拠能力を否定する根拠について、私は、内容が虚偽のおそれがあり、その信用性が乏しいからであると考えます。この考えでは、自白を証拠とすることができるかどうかの基準は、(①)ということになると考えます。

学生B： A君の考えでは、任意性に疑いのある自白について、(②)という問題があるのではないですか。私は、その根拠について、憲法38条1項の黙秘権の保障を担保するためであると考えます。この考えでは、自白を証拠とすることができるかどうかの基準は、(③)ということになると考えます。

学生C： しかし、B君の考えでは、(④)という問題があると思います。そこで、私は、その根拠は、手続の適法性を担保するためであると考えます。この考えでは、自白を証拠とすることができるかどうかの基準は、(⑤)ということになると考えます。

学生A： 確かに、C君の考えでは、その基準を客観化できるようにも思いますが、(⑥)という問題は残るのではないですか。そうすると、結局は、どれか1つの考えを根拠とするのではなく、これら3つの考えを複合的に考えることが妥当ということになるかもしれませんね。

【記述】

ア 公判廷における自白であったか否か

イ 違法の程度の認定が困難である

- ウ 黙秘権と自白法則を混同している
 - エ 反対尋問権の保障に欠ける
 - オ 供述の自由の制約があったか否か
 - カ 内容が真実であれば自白を証拠にできる
 - キ 自白偏重による誤判防止という趣旨と相容れない
 - ク 弁護人が取調べに立ち会ったか否か
 - ケ 取調べ方法が違法であったか否か
 - コ 虚偽の自白を誘発するおそれがあったか否か
1. アキクウケイ 2. オカコウケイ 3. クカコウオイ 4. コカオエクウ
5. コカオウケイ 6. コイオキケエ

【問 13】 次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

【事例】

甲は、「令和4年11月5日午前1時頃、T市内のS公園内で、金属バットでVを殴打して殺した。」との殺人の事実により、T地方裁判所に起訴された。公判において、犯行の目撃者A、甲の妻B、甲の知人Cの証人尋問が、それぞれ実施された。

【記述】

- ア Aは、「話をしていた2人のうち1人が『甲、お前に貸した金を早く返せ。』と言うと、2人が言い争いになり、その後、言われた方がもう一方に棒のようなものを振り下ろした。」旨を証言した。この証言は、要証事実を「甲がVに借金をしていたこと」とした場合、伝聞証拠（刑事訴訟法320条1項。以下、同じ。）に当たらない。
 - イ Aは、「話をしていた2人のうち1人が『甲、お前に貸した金を早く返せ。』と言うと、2人が言い争いになり、その後、言われた方がもう一方に棒のようなものを振り下ろした。」旨を証言した。この証言は、要証事実を「犯人がVから甲と呼ばれていたこと」とした場合、伝聞証拠に当たらない。
 - ウ Bは、「令和4年11月1日午後1時頃、自宅において、甲から『探していた金属バットを家の物置で見つけた。』と言われた。」旨を証言した。この証言は、要証事実を「甲が犯行時点よりも前から金属バットを所持していたこと」とした場合、伝聞証拠に当たる。
 - エ Bは、「令和4年11月8日午後3時頃、自宅において、甲から『3日前の午前1時頃、T市内のS公園で、Vをゴルフクラブで殴り殺した。』と言われた。」旨を証言した。この証言は、要証事実を「Vを殺したのが甲であったこと」とした場合、伝聞証拠に当たらない。
 - オ Cは、「令和4年11月7日午後5時頃、甲から電話があり、『2日前の午前1時頃には、俺は自宅でテレビ番組を見ていた。』と言われた。」旨を証言した。この証言は、要証事実を「Vが殺されたとき甲が自宅にいたこと」とした場合、伝聞証拠に当たらない。
1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ 6. ウオ

【問 14】次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから、1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 違法に収集された証拠物の証拠能力が否定されるか否かは、専ら憲法の解釈に委ねられており、憲法第31条の適正手続の保障自体の要請として、証拠物の収集手続に重大な違法があり、これを使用して被告人を処罰することによって手続全体が適正を欠くものとなる場合に限って、その証拠能力が否定される。
- イ 被告人を逮捕する際に逮捕状の呈示がなく、逮捕状の緊急執行もされていないという違法がある場合、警察官が逮捕手続の違法を糊塗するため、逮捕時に逮捕状を呈示した旨の虚偽を逮捕状に記入した上、同旨の内容虚偽の捜査報告書を作成し、さらに、公判廷において、同旨の内容虚偽の証言をしたという事情が存するとしても、これらは逮捕後に生じたものであるから、その逮捕当日に任意に採取された尿の鑑定書の証拠能力を判断するに当たり、これを考慮することはできない。
- ウ 証拠物の収集手続にその証拠能力を否定すべき重大な違法があるか否かを判断するに当たっては、手続違反がなされた際の状況や適法になし得た行為からの逸脱の程度のほか、警察官の、令状主義に関する諸規定を潜脱しようとの意図の有無を考慮することもできる。
- エ 違法な捜査手続の結果収集された証拠物が犯罪の立証上重要なものであればあるほど、その証拠能力を否定することは、事案の真相の究明との抵触が大きくなるため、逮捕手続に重大な違法が認められる場合であっても、その逮捕中に被告人が任意に提出した尿から覚せい剤成分が検出された旨の鑑定書は、同人の覚せい剤使用の罪に係る公判において、証拠能力が否定されることはない。
- オ ある証拠物が収集された直接の手続のみに着目すれば違法が認められない場合でも、それに先行する捜査手続（先行手続）に重大な違法があつて、当該証拠物がその先行手続と密接な関連を有するときは、その証拠能力が否定されることがある。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問 15】刑事手続の各段階における前科の扱いに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 勾留中の被告人について保釈の請求があつた場合、その許否を決するに当たっては、勾留状に記載された事実以外の犯罪事実を考慮してはならず、被告人の前科を考慮することは許されない。
- イ 検察官は、執行猶予中の被疑者が再度その前科と同種の犯罪に及んだ場合であっても、犯罪の軽重及び情状等を考慮して、公訴を提起しないことができる。
- ウ 常習累犯窃盗罪のように前科が構成要件の一部を構成している場合や、常習賭博罪のように構成要件としての常習性を認定する場合でなければ、被告人の同種前科をもって、犯罪事実を立証することは許されない。

エ 累犯加重の理由となる前科については、適法な証拠調べをした証拠によらなければ認定することはできない。

オ 裁判所は、前科証拠を被告人と犯人の同一性について用いる場合には、前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有し、かつ、それが起訴に係る犯罪事実と相当類似することから、それ自体で両者の犯罪が同一であることを合理的に推認させるようなものであるときに初めて、証拠として採用することが許される。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ 6. エオ

以 上